

事務連絡
令和3年3月29日

各都道府県
配偶者暴力相談支援センター主管部（局） 御中

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について

今般、被保険者等からの暴力等を受けた者（以下「被害者」という。）に係る被扶養者認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い及び被害者等に係る医療費通知の取扱いについて、これまでの「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日付け保保発第0205003号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「平成20年通知」という。）の取扱いを踏まえつつ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）に基づき、平成20年通知は廃止し、別紙1のとおり「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」（令和3年3月29日保保発0329第1号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づく取扱いとしたことから、健康保険組合理事長宛に送付されております。

配偶者暴力相談支援センターにて相談を受け付けた場合のほか、委託等により民間シェルター等で被害者を保護した場合においても、本通知に基づく証明書の発行について遺漏のないようご対応をお願いします。

各都道府県におかれましては、別紙の内容について御了知の上、配偶者暴力相談支援センター等関係機関及び管内市区町村（指定都市、中核市を含む。）に対し、広く周知いただくとともに、適切なご対応をお願いします。

<参考>

（別紙1）

「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」（令和3年3月29日保保発0329第1号厚生労働省保険局保険課長通知）

（別紙2）

「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等に関するQ&Aについて」（令和3年3月29日厚生労働省保険局保険課事務連絡）

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について

今般、被保険者等からの暴力等を受けた者（以下「被害者」という。）に係る被扶養者認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い及び被害者等に係る医療費通知の取扱いについて、これまでの「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」（平成20年2月5日付け保保発第0205003号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「平成20年通知」という。）の取扱いを踏まえつつ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）に基づき、下記のとおりとし、令和3年4月1日より施行することとしたので遺漏のないよう取り計らい願いたい。

なお、下記の取扱いに関しては、当省子ども家庭局家庭福祉課長から都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市民生主管部（局）長を通じ、児童相談所及び婦人相談所等に対し、当省老健局高齢者支援課から都道府県高齢者保健福祉主管課を通じ、高齢者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省社会・援護局障害保健福祉部地域生活支援推進室から都道府県障害保健福祉主管部（局）長を通じ、障害者虐待に関する相談・通報窓口に対し、当省保険局国民健康保険課長より都道府県民生主管部（局）長を通じ、国民健康保険組合及び市町村に対し、並びに内閣府男女共同参画局から都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長を通じ、配偶者暴力相談支援センター等に対し協力を依頼していることを申し添える。

また、本通知の施行をもって、平成20年通知は廃止する。

記

1 被害者に係る被扶養者認定の取扱いについて

健康保険の被扶養者から外れる手続については、被保険者からの届出に基づいて行われているところであるが、被扶養者認定を受けている被害者が被扶養者から外れるに当たっては、当該届出は期待できない。このため、被保険者から当該届出がなされなくとも、当該被害者から、被保険者と当該被害者が生計維持関係にないことを申し立てた申出書とともに、児童相談所及び婦人相談所、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者

虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関から発行された被保険者等からの暴力等を理由として保護（来所相談を含む。以下同じ。）した旨の証明書（以下「証明書」という。別添1参考）を添付して、当該被害者が被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、保険者において、以下に定める手続を行い当該被害者を被扶養者から外すことが可能である。なお、公的機関以外の民間の保護施設において保護されていることを公的機関が証明することも可能であるが、その場合は、保護施設名を記載することとする。また、証明書において、当該被害者の同伴者についても同様の証明がなされている場合においては、当該同伴者についても被扶養者から外れることが可能である。

なお、この証明書は、被保険者等からの暴力等を理由として当該被害者を保護したことを証明するものであって、当該被害者に対し被保険者等からの暴力等があった事実を証明するものではないことに留意されたい。

また、裁判所が発行する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令に係る書類についても、証明書と同様の取扱いとする。

保険者が当該被害者を被扶養者から外す際の具体的な手続は、次のとおりである。

(1) 保険者は、被扶養者認定を受けている被害者から上記の申出がなされた場合には、被保険者と当該被害者との間の生計維持関係について、別添2の申出書に記載された内容に基づき、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和52年4月6日付け保発第9号・庁保発第9号厚生省保険局長及び社会保険庁医療保険部長連名通知）の2及び3の内容を参照し、確認すること。

(2) (1)を踏まえ、当該被保険者と当該被害者との間に生計維持関係がないと判断した場合は、提出期限を設けた上で、当該被害者を被扶養者から外す届出を事業主を経由して提出する、又は生計維持関係がないという申出への反証を示す書類がある場合は当該被保険者から保険者へ直接提出するよう、連絡すること。

なお、保険者から当該被保険者に対する上記の連絡については、個人情報保護の観点から、事業主を経由することなく、当該被保険者に対して直接連絡すること（当該連絡の参考様式として、別添3を参照すること。）。

提出期限内に当該届出又は反証を示す書類が提出されない場合には、当該被害者を被扶養者から外した上で、その旨事業主及び当該被保険者に対し通知すること（当該通知の参考様式については、別添4及び5を参照すること。）。

当該被害者からの申出内容及び当該被保険者から提出された反証を示す書類を確認した結果、引き続き当該被害者を被扶養者として認定する場合は、その旨を当該被害

者に対し通知すること（当該通知の参考様式については、別添6を参照すること。）。

(3) 当該被害者が被扶養者から外れた後に国民健康保険等に参加するためには、被扶養者から外れたことの証明が必要となることから、保険者は、被扶養者から外した旨を当該被害者に対し文書をもって通知すること。

(4) 上記の取扱いに当たっては、当該被害者の居所などが当該被保険者等に伝わることをないように厳重に管理すること。

なお、当該被保険者から当該被害者に係る被扶養者（異動）届が再び提出された場合には、当該被害者本人の意向を確認するなど、被扶養者認定について慎重に判断すること。

2 第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱いについて

保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときには、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる（健康保険法（大正11年法律第70号）第57条第2項）ものであることから、被扶養者認定を受けている被害者は、第三者から損害賠償を受けるまでは、保険医療機関において被保険者証を提示すれば、一般の加入者と同様、保険診療による受診が可能である。

他方、健康保険法においては、被保険者が自己の故意の犯罪行為等により給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない旨の定めがなされており（同法第116条）、被保険者の故意の犯罪行為等により被扶養者が療養を受けたときは、当該療養に係る家族療養費は、当該被保険者に支給されるものであることから同条の規定が適用され、保険給付は制限されると解されているところである。

しかしながら、当該被害者は、1の申出により被扶養者から外れるまでの間において、被扶養者の資格のまま緊急的に受診し、金銭的負担を負わざるを得ない場合があるところ、このような場合についてまで健康保険法第116条の規定を適用し、保険診療による受診を制限することは、故意の犯罪行為等により給付事由を生じさせた被保険者への懲罰的意味において保険給付を行わないこととした同条の規定の趣旨に沿わないものであるとともに、被扶養者から外れるまでの間、実質的に保険給付が受けられない結果となるものである。

したがって、当該被害者が被扶養者から外れるまでの間の受診については、加害者である被保険者を健康保険法第57条に規定する第三者と解して同条の規定を適用し、当該被害者は、保険診療による受診が可能であると取り扱うことが同法の趣旨等に沿うものである。

なお、事業主又は保険者は、当該被害者が緊急的に受診せざるを得ない場合において、

被保険者証を現に所持しない場合については、証明書の提示を受けることにより、当該被害者に対し、「健康保険被保険者資格証明書について」（昭和56年10月1日保険発第76号・庁保険発第15号厚生省保険局保険課長及び社会保険庁医療保険部健康保険課長連名通知）に基づき「健康保険被保険者資格証明書」を交付することができるものとする。

3 被扶養者認定を受けている被害者等に係る医療費通知の取扱いについて

保険者は、被扶養者認定を受けている被害者及びその同伴者（以下「被害者等」という。）の受診に係る医療費通知の取扱いについて、受診した医療機関から当該被害者等の居所が加害者である被保険者等に知られることのないよう、当該被保険者宛の医療費通知には当該被害者等に係る情報を記載せず、当該被害者等に係る医療費通知は当該被害者等から申し出のあった送付先に送付するなど、適切に対応願いたい。

令和 年 月 日

証 明 書

申出書に記載された者については、被保険者等からの暴力等を理由として保護したことを証明する。

令和 年 月 日

所 在 地

証明機関名称及び代表者氏名（※1）

電 話 番 号

なお、公的機関以外の民間の保護施設（児童家庭支援センター、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、民間シェルター等）において保護されている場合には、以下にその保護施設名を記載すること。

所 在 地

保護施設名称及び代表者氏名

電 話 番 号

※1 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。

（その他）

- 1 証明書欄は証明機関が記入すること。
- 2 この証明書は、被保険者等からの暴力等を理由として保護した者に対して児童相談所及び婦人相談所、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関が発行するものであり、保険者に被扶養者認定を外す等の申請を行う際にはこの証明書を添付すること。
- 3 保険者においては、証明書に記載されている保護機関や証明書を発行した婦人相談所等の名称等の取扱いについて、十分配慮すること。

令和 年 月 日

被扶養者から外れる旨の申出書

健康保険組合理事長 殿

申請者

私は被保険者_____の被扶養者として認定を受けていますが、被保険者等からの暴力等を理由に、次に記載した全ての者が現在、別に居住し、被保険者と生計維持関係がないため、暴力等を理由とする保護に係る「証明書」を添付のうえ、被扶養者から外れる旨の申出をします。

なお、申出書の内容は、事実と相違ないことをあわせて申出をします。

1 (申請者)	(フリガナ) 氏 名 (※1)	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	被保険者からの金銭受領の有無 (※2)	無 有 (月 万円程度)
	本人収入の有無	無 有 (月 万円程度)
	被保険者証記号番号	記号： 番号：
2	(フリガナ) 同伴者氏名 (※3)	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	被保険者からの金銭受領の有無 (※2)	無 有 (月 万円程度)
	本人収入の有無	無 有 (月 万円程度)
	被保険者証記号番号	記号： 番号：
3	(フリガナ) 同伴者氏名 (※3)	
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	被保険者からの金銭受領の有無 (※2)	無 有 (月 万円程度)
	本人収入の有無	無 有 (月 万円程度)
	被保険者証記号番号	記号： 番号：

※1 被保険者等からの暴力等を理由として保護された者の氏名を記入すること。

「保護された者」には、「児童相談所及び婦人相談所、高齢者虐待に関する相談・通報窓口、障害者虐待に関する相談・通報窓口、配偶者暴力相談支援センター、自治体等の公的機関（以下、婦人相談所等という。）において、来所相談を受けた者」も含むこと。

※2 被保険者からの金銭受領の有無は、被保険者から口座に振り込まれた金銭等を生活費に充てているか否かという事実関係により判断すること。

※3 保護された者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。（同伴者が3人以上いる場合、別紙としてこの様式を使用すること。）

なお、同伴児のみが被扶養者になっている場合にも、この様式により申出を行うこと。

令和 年 月 日

(被保険者名) 御中

(保険者名)

あなたの健康保険の被扶養者となっている(申出者名)様及び(同伴者名)様につきましては、今般、あなたにより生計を維持されていないことが確認されました。

つきましては、被扶養者(異動)届に必要な事項を記載の上、提出期限までに、あなたが勤務されている事業所を通じて届出を行ってください。その際、あなたが被扶養者分の被保険者証をお持ちである場合には、併せて返納してください。

なお、提出期限までに、被扶養者(異動)届又は生計維持関係を証明する書類が提出されない場合には、当方において職権で(申出者名)様と(同伴者名)様をあなたの健康保険の被扶養者から外す処理を行い、その旨をあなたが勤務されている事業所の事業主に通知させていただきますので、御承知おきください。

また、本通知の事実と異なる反証を示す書類がある場合等については、提出期限までに以下連絡先まで御連絡ください。

提出期限： _____

(問合せ先)

〇〇健康保険組合

担当者 〇〇 〇〇

TEL 〇〇〇〇〇〇〇〇

令和 年 月 日

(事業主) 御中

(保険者名)

下記の者の被扶養者については、健康保険法第3条に規定する「被扶養者」に該当しなくなりましたので、当健康保険組合において、本日付をもって被扶養者から外しましたことをお知らせします。(被保険者本人には、別途通知しています。)

なお、被保険者がお持ちの健康保険被保険者証の被扶養者に係るものは、同日以降無効となりますので、(以下のいずれかを選択)

(①被扶養者個人の被保険者証カードを発行している場合) 被保険者から被扶養者に係る健康保険被保険者証の返納があった場合は、速やかに当健康保険組合に届け出てください。

(②被保険者証が紙様式の場合) 被保険者証の返納があった場合は、速やかに当健康保険組合へ届け出てください。(被保険者証カードを新たに発行します。)

(フリガナ)				
氏 名				
生 年 月 日	大・昭・平・令	年	月	日
被保険者証記号番号	記号		番号	

(注) 各健康保険組合においては、この様式を参考に通知書を作成してください。

令和 年 月 日

(被保険者名) 様

(保険者名)

あなたの被扶養者であった下記の者は、健康保険法第3条に規定する「被扶養者」に該当しなくなりましたので、当健康保険組合において、本日付をもって被扶養者から外しましたことをお知らせします。

なお、健康保険被保険者証の被扶養者に係るものは、同日以降無効となりますので、(以下のいずれかを選択)

(①被扶養者個人の被保険者証カードを発行している場合) 被扶養者に係る健康保険被保険者証をお持ちのときは、事業主を通じて速やかに返納いただきますようお願いいたします。

(②被保険者証が紙様式の場合) 被保険者証に被扶養者についての記載がある場合には、事業主を通じて速やかに当健康保険組合に届け出てください。(被保険者証カードを新たに発行します。)

(フリガナ)				
氏 名				
生 年 月 日	大・昭・平・令	年	月	日
被 保 険 者 証 番 号	記 号		番 号	

(扶養から外す人数に応じて欄を加えてください。)

[被扶養者から外した理由]

(例) 預貯金等の状況を確認した結果、被保険者(氏名)と被扶養者(氏名)に生計維持関係がないことが確認されたため。

(注) 各健康保険組合においては、この様式を参考に通知書を作成してください。

令和 年 月 日

(申出者名) 様

(保険者名)

申出書の内容を確認したところ、(被保険者名)と(申出者名)及び(同伴者名)は引き続き生計維持関係にあると判断できることから、健康保険法第3条に規定する「被扶養者」に該当するため、被扶養者から外すことができないことをお知らせします。

(注) 各健康保険組合においては、この様式を参考に通知書を作成してください。

事務連絡
令和3年3月29日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等に関するQ&Aについて

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱いについては、「被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」(令和3年3月29日付け保保発0329第1号厚生労働省保険局保険課長通知)を発出したところですが、これらの事務の実施に当たり、別添の通りQ&Aを作成しましたので送付します。運用に当たっては十分に御留意の上、適切に御対応いただくようお願いします。

被保険者等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等に係るQ & A

Q 1 被扶養者が添付する証明書は自治体等が独自に被保険者からの暴力等を理由として保護した旨を記載した証明書でも良いか。

A 1 被害者の保護のための措置に関して自治体等が独自で発行する証明書も被扶養者から脱退する際の判断に使用して差し支えない。

Q 2 被害者の同伴児のみが被扶養者となっている場合において、被害者本人を保護した旨の証明書をもって、同伴児を被扶養者から外す申出を行うことは可能か。

A 2 可能である。この場合、親権者の立場として被害者が同伴児の氏名で申出を行うこととなる。

Q 3 被害者の定義を変更した理由について。

A 3 これまでは配偶者からの暴力を受けた被扶養者について取扱いを示してきたが、被保険者等からの暴力を受ける被扶養者は配偶者に限らないことから、今回の通知において対象となる被扶養者の範囲を拡大したものである。

Q 4 事務手続きを変更（別添 2 を追加）した理由について。

A 4 暴力を受けた配偶者を被扶養者から外したことを争った裁判において、保険者が生計維持関係を確認しなかったことにより、被扶養者から外すことが認められず、保険者が敗訴した事例があることから、今回の通知において生計維持関係を確認する取扱いとしている。

Q 5 別添 2 では、被保険者からの金銭受領の有無は無となっているにも関わらず、被保険者から反証を示す書類として、被害者に金銭を振り込んだ証明（振込通知書）が提出された場合、生計維持関係の有無の判断をどのように行えばよいか。

A 5 別添 2 の申出内容と異なる反証書類の提出があった場合は、被害者へ事実確認を行った上で判断されたい。